

## 委員会提出第三号議案

### 四ワクチンの定期接種化に関する意見書

ワクチンで予防できる病気をV P D (Vaccine Preventable Diseases)と呼び、多くの欧米先進国では、国の制度として国民に予防接種が行われている。

現在、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻疹・風しんなどの感染症を予防するために、ワクチンの定期接種を市町村が実施主体となつて行っている。

ところが、今も日本では、子どもや大人も毎年多くの人々がワクチンで予防できるはずの病気(V P D)に感染して苦しんだり、後遺症が残ったり、死亡したりしている。

平成二十五年四月、予防接種法の改正により、ワクチン接種緊急促進事業として実施していた三ワクチン(子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌)が定期接種へ追加された。

しかしながら、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の予防の四ワクチンについては、まだ定期接種化されておらず、国民や医療関係者から早期に定期接種化するように求める声が多く寄せられている。

一方、法案審議の過程で、衆参両院の厚生労働委員会において、これら四ワクチンについて、定期接種の対象とすることについて検討し、平成二十五年度末までに結論を得る旨を示す附帯決議が採択されている。

これを受け、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において関連の審議が行われているところであり、必要なワクチンを速やかに定期接種化することが望まれるところである。

よつて、国におかれては、国民の健康と生命を守るべく、ワクチンで予防できる病気にかからないようにするためにも、速やかに水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の予防の四ワクチンを予防接種法の定期接種に追加するよう強く要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十一日

大分県議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長 伊吹文明殿  
参議院議長 山崎正昭殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
厚生労働大臣 田村憲久殿